

幼稚園託児所視察記

(二)

文部省教育調査部調査課

多 田 鐵 雄

今度の二つの視察の旅に、これまでの各處での所見を加へて總括的に少し述べさせていただけば、先づ保育一般について云へば、こゝ一二年來、幼兒の保健に特に留意する傾向、躰を重んじねばならぬとする傾向が著しく目に映つた。これは教育審議會の答申にも在ることで極めて結構な、大事な事であるが、その實踐たるも甚だ難かしい問題であることをつくづく見せられたのである。一例が、禁養給食にしても、禁養價と同時に個々人の禁養攝取能力を考へなければその效果はあがらない。ツベルクリン反應も實は少くとも一年に二回は行はなければ所期の目的は果せない云はれる。一方給食によらずとも偏食矯正の方法もあるし、醫師の手を必ず煩はさなくとも異狀早期發見は可能である。躰にても往々幼兒に無理な要求をしてゐる時がある。かうした實例は一々擧げる要しないであらう。たゞ問題はそこまで深く省察して経験を生かして行くか云ふこと、そこまで外觀をかざらずに無垢な氣持で保育してゐるか云ふ點にある。

從來までの幼兒保育の型を分ける二つになる。一つは舊株墨守型であり、一つは一手輸入型である。明治初期のフレーベル恩物式を金科玉條にしてゐるかと思へば、小學校の先生が小學校式を幼稚園に移したのをそのまま、幾代も後生大事に傳統に生きてゐるものがある。一方は、それ人形芝居だとか云へば田舎も都會も競つてフレーベル館から舞臺を買つて備へ、今や埃にうづもさせてゐる處もある。唱歌を選ぶにも、大正幼年唱歌集が出た、赤い鳥童謡歌集が出た、云つた風で曲の適不適、歌詞の幼兒に對する適不適は二の次にして新らしいが故に飛びつく。手技に思ひ付きな試みが誌上に紹介されば、土地の情況におかひなく取入れる。かうした態度が案外に大きな作用を働いて保育が可成歪められてゐる云はれる節のないでもない現状である。これには保姆講習會も從來のやうな恣意的なものではなく、もつゞ地方の實情に即して行届いた配慮のもとに企てられるべきであらうし、又幼稚園専任の視學でも出來れば、その人の一寸した忠言でここ足りる場合も少くない。

いやうである。さもかくもこの二つの型を止揚すべく、保育界は正に反省すべき秋である。私は考へてゐる。経費が無い、人手が無いと云ひながら、鵜呑みに他を真似すに工夫を努力によつていいくらでも現状を夫々向上させることが出来るのではないか私には見えたのである。

前々から云はれてゐることであるが、幼稚園と託児所、府県學務課と社會課、文部省と厚生省の關係が此の度もあからさまに見られた。地方に於ては必要以上に幼稚園と託児所が對立してゐる所があつた。そうしたところでは私は幼稚園に向つては「狹義の意味に於ける保育は元より、一般に徒らに保育時間を延長する必要はないが、家庭の希望を看取して、日中一部の児童の受託に應ずる用意と心構へは持つてゐる要があらう。又大體良い子供ばかりで、家庭の注意も大體届いてゐる状態で保育がよく行つてゐるからさて、それだけでは未だ自慢は出来ぬ。四五人の手のつけられぬ惡癖の子供、いつも病氣を背負つて來る不潔な子供が入つて來ても園の保育と秩序を亂さず處理して行ける時、初めて模範的な幼稚園と云へる」と云ひ、託児所に向つては「今在る幼稚園の缺點を擧げて、在るべき幼稚園を否定することのないやうに。託児所が児童預り所から一步前進すれば、それが即ち幼稚園であるべきだ」と云ふのであつた。

それよりも悪いことは學務課と社會課が對立してゐることである。そこでは實質的に幼稚園と託児所と殆んど相違のない場合でも、一方が他方を抑壓乃至驅逐しようとしてゐる。かゝることが如何に寒心すべき結果を招來するかは誰にも明らかなることであらう。反之、兩課が連絡して協調してゐる府県では保育會も研究會も凡て共同であり、足並も揃つて、從つて貢獻する力も大きい。

文部省が幼稚園令を公布して置きながら、實際に指導監督の方策をすゝめず、また經濟的補助も與へないところから妙な現象が生じてゐる一例を示さう。其縣の某町には東部に私立甲託児所、西部に私立乙幼稚園と二つの保育施設がある。甲は厚生省より年二六〇圓、縣より一四二圓、軍人援護會支部より一四七圓、計五四九圓の補助を受け、一ヶ月幼児一人當り五十錢近くの補助となつてゐるが、甲はその他の児童委託料として月九十錢を取り、更に主に父兄を保育事業後援會に加入せしめ毎月一口二十錢以上を醸出せしめ平均幼児一人當り二口、即ち四十錢を受け、結局一圓八十錢で児童を保育してゐるのに對し、乙は保育料一圓、母の會費三十錢の計一圓三十錢で児童を保育している。乙は幼稚園令によつてゐる故に一定の廣さの保育室と、一定の廣さの運動場を持たねばならぬので、それだけで一杯で内的施設は何も出來てゐない。又母の會費の使途等も

自ら限定されてゐるので經營も仲々困難のやうである。甲は自由に狭き保育室を適當に利用し、狭い運動場を種々の設備で補つてゐる。同額の費用で經營するならば後者の如くする方が合理的なことは自明である。それ故に甲は隆盛の勢を示し、乙は衰退の陰を宿してゐたのである。

こゝに於ても厚生省が幼児保護を自分の仕事だとして獨善的に進むことをやめると共に、文部省も本腰を入れて幼児保育を考へねばならぬことが痛感されるのである。

次にクリスト教幼稚園の問題であるが、某縣に於ては學務部からの通牒によつて、幼稚園が宗教的儀式、禮拜、祈禱、讀美歌等を課してはならぬことになつた。この處置に對して一部から種々の見解が述べられてゐるが、幼児保育も亦疑ひもなく教育である限り、國民教育でなければならぬし、日本的教育でなければならぬことは當然である。過去に於けるクリスト教主義幼稚園の我が國の保育界に盡した功績は充分認められるべきであるが、その弊害も今や斷然排除されねばならない事態に立ち至つたことも事實である。幾つかのクリスト教主義幼稚園が今やこの問題について深く反省して自らを更新せんとしている努力を私は見たのであるが、当事者は「宗教教育を行ふべからず」とある訓令を字句的に考へる前に、日本人として、我が國の國體と歴史を深く省み、と共に二千年前に誕生したクリスト教が如何

なる功罪を歐洲諸國に於て果して來たかの歴史を直視し、國家のものである幼児の保育をなすに當つては、虛心拍懐に先づ如何であらねばならぬかを考へるべきであらう。

最後に、幼稚園と託児所の統一の問題であるが、その實際を見ての所論は他日機會を得て述べて見たいと思つてゐるが、こゝでは今度の視察に於て益々その要を痛感したことを云ふことを述べるにこゝめて置きたい。私はこの待望の統一が何時到來するかについての見透しを未だ持てない。たゞ一部の私立幼稚園が危惧する「就學前保育施設が統一されれて國民幼稚園的なものになれば、私立は一體どうなるか」云ふ間に對しては、私立幼稚園設立者も保育從事者も齊々云ふ間に對しては、私立幼稚園設立者も保育從事者も齊しく幼児保育の重要性に鑑みて、これまで國家が爲し得ないところを進んでこの事業に乗出してくれたものであつて見れば、一旦の場合には公立の一保母として斯界に貢獻する覺悟はつねに持たれてゐることゝ思はれるから、問題はたゞひそうならなくとも解決は案外簡単ではないかと主張したいのである。（宣戰布告の感激の内に聞きながら。十二月八日記）